

## 第一章 名称

第1条 本協会は、「つくば市ミニバスケットボール協会」と称する。

第2条 本協会は、連絡事務所を常任理事会の指定するところにおく。

## 第二章 組織

第3条 本協会は、つくば市体育協会へ登録されたスポーツ少年団ミニバスケットボールチームをもって組織する。

第4条 ミニバスケットボールチームは、12歳以下の小学生児童をもって、男女別々に組織する。

## 第三章 目的

第5条 本協会は、つくば市におけるミニバスケットボールの健全な普及、発展をはかるとともに、技術の向上、指導者の資質の向上をはかる事を目的とする。

## 第四章 事業

第6条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. つくば市ミニバスケットボール協会、年度総会
2. つくば市ミニバスケットボール協会、常任理事会
3. つくば市主催ミニバスケットボール大会及び行事
4. 茨城県南B地区ミニバスケットボール連盟の行事参画
5. その他、本協会の目的達成の事業

## 第五章 役員

第7条 本協会は、次の役員を置く

会長 1名 副会長 2名以内

総務委員長 1名 審判委員長 1名

競技委員長 1名 TO委員長 1名

MC委員長 1名

以上、常任理事とし、常任理事会を構成する。

総務副委員長 2名以内 審判副委員長 2名以内 競技副委員長 2名以内

TO副委員長 2名以内 MC副委員長 2名以内 以上、理事とする。

2. 各委員会の委員長は副委員長2名以内を任命する。
3. 監査役は常任理事会において若干名選出する。
4. 各常任理事及び理事の役職は兼任する事が出来る。

## 第六章 理事・役員の選出及び任期

第8条 常任理事、理事の選出は、前常任理事会の推薦により選出（新任・再任）後、総会にて承認する。

1. 役員任期は二年（一期）とし、任期途中で辞任時は常任理事会により選出する。

## 第七章 理事・役員の任務

第9条 常任理事会は、総会の決定又は承認した事業を執行するとともに、第三章の目的を達成する為の業務を企画運営し併せて総会に提出する原案を作成する。

### 第10条 常任理事の職務

1. 会長 は本協会を代表、総理し、すべての業務を統括する。
2. 副会長は理事長→会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 茨城県南B地区ミニバスケットボール連盟の役員及び指導者派遣に選出された時はつくば地区代表として参画する。
4. 監査役は総会における決算報告の監査業務を事前に行う。
5. 総務委員長、競技委員長、審判委員長、TO委員長、MC委員長は各委員会の運営にあたり協会運営にも参画する。
6. つくば市選抜チーム結成時は常任理事会により指導者を選出し選手選出を依頼する。

### 第11条 役員・委員の任務

1. 各委員会の副委員長は各委員長に事故ある時はその職務を代行する。
2. 各委員会の副委員長及び委員は委員会運営に協力する。

## 第八章 総会・会議・委員会

第12条 次の事項は、総会において決定、又は承認する

1. 決算報告
2. 協会費の予算計画及び報告
3. 年間事業計画
4. 役員の改選及び規約の改定
5. その他、重要事項

第13条 総会は毎年度1回開催し、会長が招集しその議長となる。

第14条 臨時会議は常任理事会及び各委員会により必要と認められた時、会長に報告し各常任理事が招集する事が出来る。

第15条 総会は各チームより代表者1名が出席し、チーム総数の過半数以上の出席により成立とする。委任状提出時は出席とみなす。

第16条 常任理事会は必要に応じて各常任理事が招集する事が出来る。

第17条 各委員会会議は委員長が招集し会議事項を理事長→会長に報告する。本協会には、総務委員会、審判委員会、競技委員会、TO委員会、MC委員会を設置する。また、常任理事会の承認を得て、必要に応じてその他の委員会を設置できる。

## 第九章 規約・規約の改定

第18条 規約はつくば市ミニバスケットボール協会の重要事項とする。

第19条 規約の改定は、総会の過半数の賛成を必要とする。

第20条 総会で決定しなければならない事項についても、必要に応じ常任理事会で決定する事が出来る。但し、総会時、又は臨時会議時に事後承認を得る事を必要とする。

第21条 常任理事会は協会業務の運営をはかり、次の事項を規約に従い企画運営を行う。

1. 事業計画
2. 予算と決算
3. 役員・委員の選考
4. 行事予定
5. その他、重要事項

## 第十章 登録・脱退・登録取り消し

第22条 本協会に加盟登録しようとするチームは、JBA へのチーム登録及び選手、指導者登録、そして、つくば市体育協会へスポーツ少年団として登録を済ませたチーム、もしくは年度内に登録を済ませる予定のチームでなければならない。県南B地区の各大会（新人・夏季・秋季）について、常任理事会の承認によって参加を認める場合も有る。

第23条 本協会に加盟登録希望のチームは、常任理事会へその旨を申し出た上で、下記加盟条件をみたし承認を得なければならない。又、常任理事会は協会登録チームへ承認を得る事を必要とする。

1. 協会加盟条件として
  - 1) 年度1年間（12ヵ月以上）、準協会員として協会の運営に参画する。
  - 2) 少年団員の人数10名以上を確保する。また団員の4分の3以上は市内在住の児童とする。
  - 3) 茨城県U12部会登録チームに教室、スクールも含めて、選手の二重在籍は不可とする。
  - 4) 県南B地区への登録は正協会員登録後、参画する。
  - 5) 常任理事過半数の推薦を必要とする。
  - 6) 協会登録チーム過半数の承認を必要とする。
  - 7) 活動の主たる場所が、つくば市内にあること。（練習場所がつくば市内で活動するみチームのみ認める）

第24条 本協会より脱退を希望するチームは、会長へその旨を申し出た上で、承認を得なければならない。又、著しく協会員として不相当と認められた時は常任理事会にて登録取り消しとし、協会チームへ事後報告する。

2. 下記条件に該当するスポーツ少年団は、登録取り消しとする。
  - 1) 2年連続して5名以下のJBA登録が続いた時
  - 2) 本協会会費の未納状態が6ヶ月続くとき
  - 3) スポーツ少年団の資格を喪失したとき
  - 4) 他の市内チームと合併したとき。ただし、登録人数が5名以上になり合併から単独チームに戻れた時には、協会登録チームの過半数の承認をもって、準協会員を経ず正会員になれる。

## 第十一章 会計・予算・協会費

第25条 本協会の予算は、協会費・大会参加費・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

第26条 本協会の予算と決算は、毎年度ごとに総務委員長が作成する。

第27条 本協会の会計年度は、毎年度4月1日より、翌年3月31日までとする。

第28条 協会費は常任理事会により年度毎に決定し、前年度総会時に総務委員会へ納める。

第29条 臨時協会費は常任理事会が必要と認めた時、各チームへ通達後、集金する。

## 第十二章 祝い金・慶弔・見舞金

第30条 慶弔金・見舞金は、会長及び副会長が必要と認めた時、協会費よりこれにあてる。

## 第十三章 補則

第31条 この規約の施行についての細則は、必要に応じて常任理事会にて決める。

第32条 規約の改正によって、第五章に定める役員が変更される場合は、後任が選出されるまで、在任者が企画運営にあたる。

## 第十四章 顧問、相談役

第34条 本協会に、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

- 1 顧問及び相談役は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 2 顧問及び相談役は、乗用な事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

この規約は、平成16年4月1日より施行する。

第1回規約改定、平成20年4月1日より施行する。

第2回規約改定、平成23年4月1日より施行する。

第3回規約改定、平成26年4月1日より施行する。

第4回規約改定 平成31年4月1日より施行する。

第5回規約改定 令和3年7月1日より施行する。